

監 第 100 号
令和8年10月23日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 子 育 て 推 進 課

3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年10月2日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和7年8月から令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
令和8年度分 令和8年4月から令和8年7月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)令和 8 年度寒河江市子育て短期支援事業の委託契約事務について

- ・設計書及び予定価格書の作成に不備がある。

(2)会計年度任用職員について

- ・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の勤務時間数及び実勤務日数に誤りがみられる。

(3)妊婦のための支援給付金（1 回目・妊娠期）について

- ・申請者が提出する本人確認書類に不備がある。

(4)補助金事務について

- ・不妊治療費本人負担額助成事業において、交付要綱第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、助成金申請の際に申請者名義の通帳の写しが毎申請ごとに必要になるが、添付のないものが多数ある。
- ・補助金交付要綱に経費配分の軽微な変更に係る規定がないため、対象経費の配分変更に伴い変更承認申請が必要になるが変更承認申請していないものの、交付要綱に変更承認申請に関する規定がないものがある。

(5)新生児聴覚検査費助成金について

- ・個人払の申請書に「寒河江市新生児聴覚検査受検票」の添付がないものが多数ある。

(6)契約事務について

- ・建設工事請負契約約款に基づく、工程表、請負代金金額内訳書、現場代理人指定通知書がないものや、発注者が通知すべき監督職員指定通知書がないものがみられる。
- ・見積合わせ日時前に予定価格書を開封しているもの、見積通知から見積書提出までの期間が短いものがある。